

ブライトのサブちゃんが 大変なことに！

代表弁護士 和氣 良浩
ブライトの看板犬であるサブちゃんの毛が抜けて穴だらけになるというトラブルが起きています。

サブちゃんは元々、アトピーであるためステロイド薬を服用していましたが、ある時、体に穴が開いていました。かかりつけの動物病院で診察してもらい、「免疫が下がっているのでは？」との診断で、消毒とかゆみ止めを処方されましたが一向に良くなり、穴が広がっていきばかりでした。サブちゃんが、かゆくてつらそうにしている姿を見ているのがいたたまれなくなり、友人に相談して、別の動物病院を紹介してもらいました。結果、「疥癬症（かいせんしょう）やその他の皮膚病が疑われ、その複合かもしれない。投薬を行い、その結果に応じて投薬を調整・工夫していくことになる」とのことで、経過を見つつ、改善しているかどうか1週間ごとにチェックすることになりました。

第一の対応が当然とは限らない

トラブルや問題が発生した際に、最初に頼った専門家からのアドバイスが十分でない、または結果が思わしくないと感じる場合があります。そのような状況では、「セカンドオピニオン」を受けることが非常に重要です。

企業の法的トラブルに関しても、別の弁護士の視点を得ることで、新たな解決策やリスクへの対応策が見えてくる可能性があります。

積極的な活用が成功の鍵に

企業法務において、最初の相談で問題が完全に解決しないことは珍しいことではありません。セカンドオピニオンを積極的に活用し、早期に隠れたリスクを発見し、問題解決に取り組む姿勢を持つことが成功への鍵となります。

愛犬の病気は自分のこと以上につらいので、今後は慎重に観察しながら、何かあったらすぐに専門家に診てもらうようにしたいと思いました。

スポーツビジネスと 弁護士

パートナー弁護士 笹野 皓平
近年、大谷翔平選手（野球・MLB）や、八村塁選手（バスケットボール・NBA）など、欧米のスポーツチームで大活躍する日本人のニュースをよく目にします。こうした欧米のスポーツビジネスに対する弁護士の関わり方については、どの程度知られているのでしょうか。

弁護士がトップを独占？

実は、欧米のスポーツ界では、組織のトップを「弁護士」が務めているケースが、多く見られます。

たとえば、アメリカのメジャーリーグ

（MLB）には、大谷翔平選手の所属するロサンゼルス・ドジャースがプレーオフで激闘を繰り広げた「サンディエゴ・パドレス」というチームがありますが、そのCEO（最高経営責任者）は、弁護士です。

また、アメリカのバスケットボールリーグの最高峰であるNBAは、コミッションナー（最高責任者）を弁護士が務めるほか、河村勇輝選手が所属（2way契約）する「メンフィス・グリズリーズ」というチームのGM（ゼネラルマネージャー）も、弁護士が務めています。

さらには、国際バスケットボール連盟であるFIBAの事務総長も、弁護士であり、そのほかの組織でも多くの弁護士が要職を務めています。

日本のスポーツ界における 現状と期待

以上に対し、日本のスポーツ界では、欧米とは異なり、弁護士の関わりがまだまだ浅い、といわれています。その要因の一つとして、これまで日本のプロスポーツ界自体が閉鎖的であったことなどが指摘されていますが、今後、弁護士自身も積極的に関与していく姿勢を示すことが必要かもしれません。

欧米のように、プロ野球チームのCEO（最高責任者）を弁護士が務めたり、GM（ゼネラルマネージャー）に弁護士が就任したりすることで、スポーツビジネスの新たな展開が見られることを期待します。

万博記念公園の活性化と指定管理者制度

弁護士 嶋本 敦

11月の休日、万博記念公園（大阪府吹田市）のコスモス・コキアフェスタに行ってきました。秋晴れの中、南向きの丘に14万本のコスモス、3000株のコキアがきれいに色づき、とても気持ちの良いリフレッシュの機会になりました。

「太陽の塔」でも有名なこの公園は、1970（昭和45）年に開催された日本万国博覧会（大阪万博）を記念し、その跡地に整備された甲子園約65個分の広大な公園です。同万博のときに整備された植生は、いまや四季折々の姿を見せる豊かな緑地となっています。

管理主体の移り変わり

さて同公園の管理業務は、万博終了後、万博記念機構や独立行政法人を経て、第1次安倍内閣のときの独立行政法人改革の一環として、2014年に大阪府に移されました。

大阪府は、積極的に「民間の力」を利用して同公園を開発する姿勢を見せ、遊園地「エキスポシティ」の跡地に、大手不動産会社を事業主体とする複合商業施設「EXPOCITY」や、海遊館がプロデュースする「NIFREL」などの施設ができ、休日は多くの人でにぎわっています。

さらに、2018年、公園全体の管理を、吉本興業を主体とする団体に委ねました。その結果でしょうか、「太陽の塔」の内部が公開されたり、レジャー施設や、大手チェーンのカフェが設置されたりするなど、公園の環境を大切にしつつ、人の集まる場所として積

極的に活用されているように思います。

指定管理者制度のこれから

このように公共施設の管理に、民間事業者を指定して、そのノウハウを活用することで、施設を効果的、効率的に活用する制度を「指定管理者」制度といい、平成15（2003）年の小泉内閣下で、民間の活力を生かすとして導入された制度で、いまや77000施設以上を数えるそうです。

もちろん指定管理制度は万能ではなく、従来よりも効率性や採算性が重視されることで、閉鎖や縮小されるサービスや施設もあります。他方で、万博記念公園のように、環境と両立させながらそのポテンシャルをうまく引き出す事例もあります。

うまくいった事例、そうでない事例を的確に分析した上で、限られた資源を上手に活用して、豊かな環境、使いやすい施設の運用に、指定管理者制度が利用されていくと良いと思う週末でした。

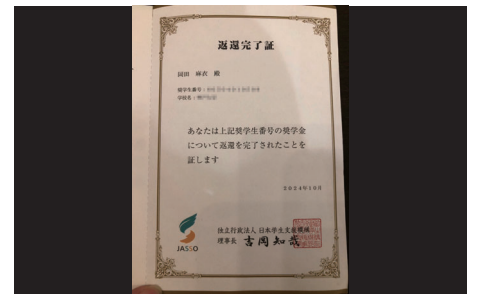
奨学金制度について

パラリーガル 岡田 麻衣
つい先日、日本学生支援機構から、ハガキが届きました。一瞬、口座残高不足で払えていなかったのかと不安になりましたが、開けてみると奨学金返済完了のお知らせでした。

最近のニュースで、奨学金が負担で生活や結婚に支障が出ている人が一定程度いるといった調査結果がありました。奨学金という名前ですが、言ってしまえば借金ですので、当然と言えば当然なのかもしれません。しかも学生にとって、借金というものの重みを知るの

は、働き出してから（＝奨学金を借りた後）というのが実際なのではないかと思っています。

私の場合、大学に行ったからこそ学べたことや今の仕事につながっている部分が大きく、また、夫とも大学で出会っていますので、奨学金という借金をしてでも大学に行けたことは有意義だったと思います。親と子が奨学金を借りる意味、そしてそこまでして大学等に行く意味をきちんと話し合ったうえで、奨学金を借りるかどうかを決められたら良いなと思いました。



NEWS お知らせ

年末年始の休業について

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				12/27 営業	28 休業	29 休業
30 休業	31 休業	1/1 元日 休業	2 休業	3 休業	4 休業	5 休業
6 営業						

年末年始は、上記の通りお休みとさせていただきます。期間中にいただいたご連絡・お問い合わせについては、1月6日（月）以降、順次対応させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

CORPORATE SITE



SERVICE SITE



弁護士法人ブライト



0120-929-739

【受付時間】 平日9:00-18:00

MAIL



LINE



送付の停止をご希望の場合は、お手数ですが kigyo@wk-gl.com へご連絡をお願いいたします。